

11 月定例教育委員会会議

(議 案)

議案第 60 号

美祢市立小中学校管理規則の一部改正について

美祢市立小中学校管理規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 12 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 3 年 11 月 24 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

美祢市立小中学校管理規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（事務職員の標準的な職務の内容）

第 12 条の 2 教育長は、事務職員の校務運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務の内容その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 6 1 号

美祢市立小中学校事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の制定について

美祢市立小中学校事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 11 月 24 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市立小中学校事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱

(目的)

第 1 条 この訓令は、美祢市立小中学校管理規則第 12 条の 2 に基づき、事務職員の標準的な職務の内容及びその例（以下「標準的職務内容例」という。）を明らかにすることを通じ、校務運営により主体的・積極的に参画し、その専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。

(主として事務職員が総括する職務内容例)

第 2 条 主として事務職員が総括する職務の内容及びその例は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(事務職員が他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、参画する職務内容例)

第 3 条 事務職員が他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、その専門性を生かして、積極的に参画する職務の内容及びその例は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(事務職員の職務の遂行に係る留意事項)

第 4 条 事務職員の職務の遂行に際し、校長が留意すべき事項は次のとおりとする。

(1) 別表第 1 に掲げる職務内容例は、校務の中で主として事務職員が総括する職務の範囲を示したものであること。なお、学校の実状や事務職員の経験年数等を考慮し、過重負担にならないようにすること。別表第 2 に掲げる職務例は、事務職員が他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、その専門性を生かして、積極的に校務運営に参画する職務の内容を例示したものであり、校長が校務分掌に位置付ける場合には、事務職員の職位や経験年数、学校規模や地域等の実情を踏まえること。

(2) 校長は、標準的職務内容例を参考に、校務分掌を定め、又は見直すこと。事務職員が、職務を実施するに当たっては、校務分掌に基づき事務職員と他の教職員間で適切に役割分担を図るとともに、専門スタッフ、外部人材等との分担、連携・協働等が求められること。なお、標準的職務内容例に具体的な職務として掲げていない職務であっても、学校規模、職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて事務職員が担うこと

が必要と校長が認める職務については、校務分掌に位置付けることは可能であること。その際、標準的職務内容例に具体的に掲げている職務を整理及び精選した上で実施することが前提であると考えられること。

- (3) 校長は、学校組織で唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員が、他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、その専門性を生かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担当事項として取り扱うとともに、より主体的・積極的に校務運営に参画することを目指すこと。

附 則

この訓令は、令和3年12月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）主として事務職員が総括する職務内容例

区 分	職 務 の 内 容	職 務 の 内 容 の 例
総 務	調査統計に関すること	調査統計関係事務
	文書に関すること	文書関係事務
	情報に関すること	個人情報保護関係事務、情報管理 情報公開関係事務、広報関係事務
	証明に関すること	各種証明関係事務
	人事事務に関すること	採用、異動、休退職関係事務 その他人事関係事務
	服務に関すること	出勤簿等諸帳簿関係事務 その他服務関係事務
	福利厚生に関すること	共済組合、互助会関係事務 公務災害関係事務 その他福利厚生関係事務
給 与	給与に関すること	給与関係、諸手当認定事務 年末調整関係事務 その他給与関係事務
	旅費に関すること	予算管理、請求・支給関係事務 その他旅費関係事務
財 務	学校予算に関すること	予算要求・編成・管理・決算関係事務 予算執行・契約関係事務
	監査・検査に関すること	監査・検査関係事務
	学校徴収金に関すること	計画、執行、決算関係事務
管 財	施設・設備に関すること	施設・設備の維持管理関係事務
	物品・備品に関すること	物品・備品の購入・維持管理関係事務
学 務	就学援助に関すること	就学援助費・就学奨励費関係事務
	学籍に関すること	児童生徒の学籍・転出入関係事務 出欠統計の報告
	教材・教具に関すること	教科書・補助教材・教具関係事務

事務全般	事務全般に関すること	事務全般に係る教職員等への提案、助言 学校事務の総括、企画・運営
	事務の共同実施に関すること	地域における連携や協働体制づくりの推進

別表第2（第3条関係）他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、参画する職務内容例

区分	職務の内容	職務の内容の例
校務運営	学校の組織運営に関すること	企画運営等各種委員会・会議への参画 学校経営方針策定への参画 業務改善の推進
	教育活動に関すること	カリキュラム・マネジメントの推進 学校行事の運営等への参画
	保護者、地域住民、関係機関等との連携及び協力の推進に関すること	学校運営協議会への参画 コミュニティ・スクールや地域協育ネットの仕組みを生かした取組への参画 その他渉外関係事務
	危機管理に関すること	説明責任の徹底、法令遵守の推進 学校安全計画や学校防災計画等の各種計画の策定 危機管理マニュアルの作成・改訂 安全点検の実施
	諸規程に関すること	校内諸規程に関する指導・助言

議案第 6 2 号

美祢市立小中学校に勤務する事務職員の服務に関する規則の一部改正について

美祢市立小中学校に勤務する事務職員の服務に関する規則(平成 20 年美祢市教育委員会規則第 17 号)の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 3 年 11 月 24 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市立小中学校に勤務する事務職員の服務に関する規則の一部を改正する規則

美祢市立小中学校に勤務する事務職員の服務に関する規則(平成 20 年美祢市教育委員会規則第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 事務職員は、美祢市立小中学校事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱(令和 3 年美祢市教育委員会訓令第 号)に示されている職務のうち校長が必要と認める業務に従事するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 63 号

美祢市立小中学校事務共同実施組織に関する規程の一部改正について

美祢市立小中学校事務共同実施組織に関する規程（平成 21 年美祢市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 3 年 11 月 24 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市立小中学校事務共同実施組織に関する規程の一部を改正する訓令

美祢市立小中学校事務共同実施組織に関する規程（平成 21 年美祢市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中、「第 29 条の 2」を「第 31 条の 2」に改める。

第 4 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 美祢市立小中学校事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱（令和 3 年美祢市教育委員会訓令第 号）に示されている職務のうち必要と認める業務

附 則

この訓令は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。